

2. 初任給の決定

私たちの教職員の初任給は「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」により決定されます。

【前歴の計算方法】

$$\boxed{\text{換算年数(月数)}} = \boxed{\text{経験年数(月数)}} \times \boxed{\text{換算率}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

(1) 経験年数（規則第2条第5項）

経験年数とは「職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む）」のことです。

【教員の経験年数計算の特例】

経験年数の計算は原則として、学歴免許等の資格を取得した以降の経験年数を算定することとされているが、「高等学校以下の学校の教員については、すべて基礎学歴（新高3）を取得した時以降の経験年数を算定しこの経験年数から、この基礎学歴とその者の有する学歴免許等との修学年数調整表に定める修学年数差を差し引いた年数を、その者の学歴免許に対応する経験年数とする。」こととされている。

(2) 換 算 率

(2020.4.1～)

経	歴	換 算 率
県職員 国家公務員 他の地方公共団体の職員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	職務の種類が類似している期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接役立つと認められる期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校または、学校に準ずる教育機関における在籍期間 （正規の修学年数内の期間に限る）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間		$\frac{50}{100}$ 以下

(3) 調 整 率

経験年数の取扱い方

	1 年～ 5 年	6 年～10年	11年～
行 政 職 等	2 / 2	2 / 3	
教 育 職 員	2 / 2		2 / 3
技 労 職 員	2 / 2	4 / 5	
海 事 職 員			

※ 換算率10割の場合は採用前全期間 2 / 2（06.4.1改正）